

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～続続・CIETACにおける仁義なき戦い～ 顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- 労務派遣行政許可実施弁法(人力資源・社会保障部)
- 最高人民法院、最高人民検察院による環境汚染刑事事件の取扱いにおける法適用の若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による中華人民共和国保険法の適用についての若干問題に関する解釈(二)
- 外資保険会社管理条例(改正)(国務院)
- 交通運輸業及び一部の現代サービス業における営業税から増値税への転換徴収の一般納税者資格認定についての事項に関する公告(国家税務総局)
- 中央文化企業国有資産取引運営規則(財政部)
- 税収徴収管理法(改正意見募集稿)(国務院)

III 台湾法令アップデート

- 「海峡兩岸サービス貿易協定」の締結
- 「華僑・外国人投資のネガティブ・リスト-華僑、外国人投資禁止および制限項目」の改正(經濟部投資審議委員会)
- 国際証券業務支店制度の導入(国際金融業務条例 1 条、2 条、4 条、22 条の 3～22 条の 11)
- 特許権と実用新案権の同時出願制度に関する改正(特許法 32 条、41 条)
- 特許権侵害に係る懲罰的損害賠償金制度の復活(特許法 97 条)

IV 中国万感

～北京タクシー代の値上げ～

ニューヨーク州弁護士 安然

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先：〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階

時期：新オフィスでの業務開始は、2013年7月17日(水)となります。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」（商事法務）が書店で発売されております。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分（メインランド）の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暎青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」（商事法務）

アジア・新興国の 会社法実務戦略Q&A



ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 編

商事法務

I Lawyer's Eye

～続続・CIETACにおける仁義なき戦い～



顧問 李 加弟

周知のとおり、中国の代表的な仲裁機関である中国国際経済貿易仲裁委員会(「CIETAC」)では、本部(北京に所在)と上海分会・華南分会(深センに所在)との間で紛争が起こっている¹。大まかに言えば、上海分会と華南分会がCIETAC本部とは別に仲裁委員会としての登記を行ったうえ、仲裁規則・仲裁人名簿を作成し名称も変更したのに対して、CIETAC本部がそれらは無効であると主張し、両分会への授権を取り消しているという状況である。

日中間の企業法務に携わる者としては、特に、(1)既に締結している契約に仲裁条項が含まれる場合にどこへ仲裁を提起すれば良いか、(2)今後契約を締結する場合にどのような仲裁条項を規定すれば良いかという点が関心の中心になると思われることから、本稿ではその検討を試みる。

1 各委員会の名称の整理

本稿の執筆時点(2013年6月27日)で、かつてのCIETAC上海分会とCIETAC華南分会は既に新名称を使用している。各委員会の名称・略称は次のとおりである。

正式名称(中国語)	英語表記	略称
中国国際経済貿易仲裁委員会	China International Economic and Trade Arbitration Commission	CIETAC
上海国際経済貿易仲裁委員会 上海国際仲裁中心 (2013年4月16日より使用開始)	Shanghai International Economic and Trade Arbitration Commission Shanghai International Arbitration Center	SHIAC
華南国際経済貿易仲裁委員会 深圳国際仲裁院 (2012年12月9日より使用開始)	South China International Economic and Trade Arbitration Commission Shenzhen Court of International Arbitration	SCIA

以下では、記述の便宜のため、CIETACとは別に仲裁委員会として登記された後の上海分会・華南分会を、名称の変更時期に関わりなく「SHIAC」、「SCIA」と呼び、それ以前を「上海分会」、「華南分会」と呼ぶ。

¹ 本ニュースレターでも2012年9月3日号と2013年1月17日号でこれまでの経緯を取り上げている。また、筆者が過去に執筆した論文として李加弟＝中川裕茂「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の上海分会と華南分会への授権取消と契約及び仲裁の実務における今後の影響」国際商事法務40巻10号1585頁(2012年)がある。

2 既存の契約に基づく仲裁の提起

(1) 問題の所在

既存の契約に基づく仲裁を CIETAC に提起すべきか、SHIAC や SCIA に提起すべきかという問題は、特定の事件についてどの仲裁機関が管轄権を有するかという問題であるが、具体的には次の形で相手方から争われる可能性があるために注意が必要である。

(a) 仲裁の当事者は、人民法院に対し、仲裁を受理した仲裁機関が当該事件について管轄権を有するかの確認を求めることができる(仲裁法 20 条)²。また、(b) 仲裁判断が行われたあと、当該仲裁判断が管轄権のない仲裁機関によってなされたことを理由に仲裁判断の取消しを求めることができる(仲裁法 58 条 1 項 2 号)³。更に、(c) 仲裁判断の執行に当たり、当該仲裁判断が管轄権のない仲裁機関によってなされたことを理由に執行を認めないよう主張することができる(民事訴訟法 237 条 2 項)⁴。

加えて、この問題は、中国の地方政府間の関係が関係するために複雑となる。各仲裁委員会は省レベルの地方政府の司法部門の管轄下にあるため、SHIAC や SCIA による仲裁委員会としての登記や名称変更、独自の仲裁規則・仲裁員名簿の作成は、上海市や広東省の司法部門の支持を背景としている。したがって、少なくとも上海市及び広東省においては、SHIAC や SCIA の管轄権が認められ、その仲裁判断に基づく執行が認められる可能性が高いが、他の地域の人民法院ではどのような判断がなされるか予見可能性が低い。

SHIAC や SCIA が関係する仲裁条項には、(i)「中国国際経済貿易仲裁委員会」が仲裁機関として指定され、仲裁地が上海ないし深センとされている場合と、(ii)「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」ないし「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」が仲裁機関として指定されている場合が考えられ、それぞれについて検討を行う。

(2) 「中国国際経済貿易仲裁委員会」が仲裁機関とされている場合

まず、「中国国際経済貿易仲裁委員会」が仲裁機関とされている場合は、CIETAC に対して仲裁を申し立てるのが適切と考えられる。

同様の結論を採る裁判例として、蘇州市中級人民法院の 2013 年 5 月 7 日裁判がある。同裁判においては、「中国国際経済貿易仲裁委員会(仲裁地:中国上海)に紛争を提出し、当該仲裁委員会の仲裁申立時に有効な仲裁規則に従って仲裁を行う」(原文は中国語)という仲裁合意に基づき SHIAC が行った仲裁判断につき、SHIAC に管轄権がないことを理由として執行が認められなかった⁵。

同裁判は、(i) 上記仲裁条項は仲裁機関として CIETAC、仲裁地として上海が選択されていると考えるのが当事者の意思にそうこと、及び(ii) SHIAC は、CIETAC から別に仲裁委員会として登記されるまでは CIETAC と同一の組織であったが、登記によって別の仲裁委員会となったことから、SHIAC

² 管轄権が争われている仲裁機関の所在地を管轄する中級人民法院が当該判断を行う(最高人民法院による中華人民共和国仲裁法の適用についての若干問題に関する解釈(中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》若干问题的解释)12 条 1 項)。仲裁機関について約定がない場合、又は約定が不明の場合は、当該確認訴訟の被告の所在地の中級人民法院が管轄するとされている(同解釈 12 条 2 項)。

³ 取消の対象となる仲裁判断を行った仲裁機関の所在地を管轄する中級人民法院が当該確認を行う(仲裁法 58 条 1 項柱書)。

⁴ 債務者の住所地又は執行対象財産の所在地を管轄する人民法院が判断する(最高人民法院による人民法院の執行業務の若干問題に関する規定(試行)(中国語:最高人民法院关于人民法院执行工作若干问题的规定(试行))10 条)。

⁵ なお、仲裁法では仲裁合意の効力についての異議は仲裁の第 1 回期日より前に提出することが求められており(仲裁法 20 条 2 項)、同規定の適用によって本件でも本来は管轄権を争うことができなかったのではないかとも思われる。同裁判からは、仲裁手続の過程で管轄権の問題が争点となっていたかは明らかではない。

は当事者が CIETAC を仲裁機関として指定している事件につき管轄権を持たないこと、を理由としている。

以上のほかにも、(iii) 今回の CIETAC と SHIAC・SCIA との紛争は、あくまで上海分会と華南分会が CIETAC とは別個の仲裁委員会として登記し、名称を変更したというもので、CIETAC 自体の連続性には変化は生じていないこと、(iv) SHIAC や SCIA は、仲裁機関を「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」や「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」として指定する案件を受理すると主張しているが、CIETAC を仲裁機関とし、仲裁地を上海ないし深センとする事件を受理するとは主張していないこと⁶という観点からも、CIETAC に対して仲裁を申し立てることが適切と思われる。

(3) 上海分会・華南分会が仲裁機関とされている場合

以上とは異なり、「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」ないし「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」が仲裁機関として指定されている場合は、CIETAC と SHIAC・SCIA がともに自分の管轄権を主張していることから、慎重な検討が必要と思われる。

まず、例えば、上海分会が仲裁機関として指定され、両当事者の所在地がともに上海市、執行対象財産も上海市に所在する事件については、仲裁判断の取得から執行まで全て上海市で完結するため、SHIAC に仲裁を申し立てるのが適切と思われる。省を跨ぐ場合であっても、同じ考えを採る上海市と広東省で完結する場合は、同様に SHIAC や SCIA で仲裁を行うべきと思われる。実際にも、深セン市中級人民法院の判決に、理由は明らかではないものの、「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」を仲裁機関として指定する仲裁条項を含む契約につき、SCIA が仲裁の管轄権を有すると判断したものがある。

他方で、例えば上海分会を仲裁機関として指定しているものの、上海市や広東省以外の当事者・財産が関与する場合、仲裁判断の執行は執行対象財産の所在地の人民法院で行われるため、仲裁判断の有効性が上海市や広東省以外の人民法院で判断されることになる。そして、現時点では、上海市・広東省以外の人民法院において SHIAC や SCIA に管轄権が認められるか予見可能性が低いため、取得した仲裁判断を執行できないリスクが伴うことになるとと思われる。したがって、特に重要な契約において上海分会や華南分会が仲裁機関として指定されている場合は、念のため、仲裁機関を CIETAC、仲裁地を北京市に変更するという対応を採ることも考えられる。

3 今後の仲裁条項のドラフティング

上海市ないし広東省内で仲裁を行いたい場合に今後の仲裁条項をどのように書くかという問題については、次の点が要点となる。

(1) SHIAC・SCIA の地位

中国の仲裁機関は「仲裁委員会」と「涉外仲裁委員会」に分類され⁷、前者には例えば北京市仲裁委員会、上海市仲裁委員会等の多くの仲裁委員会が、後者には CIETAC が該当する。SHIAC 及び SCIA は「仲裁委員会」としてそれぞれ上海市・広東省の司法部門において設立・登記されているため、仲裁条項において SHIAC・SCIA を指定する場合、これらの管轄権が否定される可能性は高くないと思われる。

もっとも、CIETAC は SHIAC 及び SAIC が適法な仲裁委員会であることを認めていないため、SHIAC 又は SAIC を仲裁機関として指定し、これらで仲裁判断を得たとしても、最悪の場合、CIETAC と同

⁶ 例えば、「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会・華南国際経済貿易仲裁委員会連合公告」(「人民法院報」2013年1月29日号2頁)。

⁷ 「仲裁委員会」は仲裁法10条、「涉外仲裁委員会」は仲裁法66条に記載されている。前者は直轄市や各省の人民政府により、後者は中国国際商会により設立される。後者としては CIETAC の他に中国海事仲裁委員会がある。両者は国内案件・国際案件いずれも扱うことができ、扱える事件に差はない。

様の考え方が上海市や広東省以外の人民法院において採られ、執行が認められない可能性を否定できないことには留意が必要である⁸。

(2) 上海市や広東省における CIETAC の活動

SHIAC や SCIA の独立以前は両地域では上海分会・華南分会を仲裁機関と指定するものだけでなく、CIETAC を仲裁機関として指定し、上海市や深セン市を仲裁地とする案件も上海分会・華南分会が取り扱っていた。そのため、SHIAC や SCIA の独立時点では CIETAC は両地域で仲裁を行うための独自のリソースを有していなかった。この状況は現在でも大きく変わらないといわれており、CIETAC を仲裁機関、上海市や深セン市を仲裁地と指定した場合、仲裁人が北京からの出張ベースで対応するといったこととなり、仲裁手続を迅速・円滑に行えない可能性がある。

以上の状況に鑑みれば、中国国内で仲裁を行う場合には、現時点では上海市・広東省での仲裁は避ける方が望ましく、CIETAC を仲裁機関、北京市を仲裁地とするのが最もリスクが小さいと考えられる。また、この状況を踏まえ、中外合弁契約等の「涉外事件」に該当する契約については、香港、東京、シンガポール等第三国での仲裁を交渉上主張することも考えられると思われる。

4 結び

筆者の経験からみても、上海分会・華南分会を仲裁機関として指定する契約は相当数存在すると思われ、例えば最高人民法院による司法解釈によって仲裁判断の執行可能性に疑義が存在する状況を速やかに解決することが望まれる。他方で、上海分会・華南分会は、沿革的には CIETAC 本部とは別に上海市や深セン市によって設立され、仲裁法の整備時(1990年代半ば)に CIETAC へ統合された経緯があり、本件は単なる CIETAC 内部に止まらず上海市や広東省の地方政府も関わる問題となっており、問題は単純では無い。

今後しばらくは実務上の混乱が続く可能性もあるため、引き続き動向を注視するとともに、新たな動きがあれば本欄でも共有したいと考えている。

⁸ 事案の詳細は明らかではないものの、筆者は、山東省の某市の人民法院に対して CIETAC から SHIAC の仲裁判断を執行しないことを要請するレターが発せられたという情報に触れている。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<労働法>

労務派遣行政許可実施弁法(人力資源・社会保障部)

[ポイント] 本弁法は、「労働契約法」、「行政許可法」に基づき、労働者派遣業につき、人力資源・社会保障部門による認可制を実行し、人力資源・社会保障部による「労務派遣経営許可証」の取得を義務づけるものである。本弁法については、2013年4月に意見募集稿が公表され(2013年5月2日付けニューズレターご参照)、パブリックコメントの募集が行われていたが、その後の修正を経て正式に制定された。経過措置も盛り込まれており、2012年12月28日から2013年6月30日までに締結された労働契約及び労務派遣契約は、7月1日以降は改正「労働契約法」に従うべきこと、本弁法施行前から営業を行っている労務は県単位は、本弁法に従って「労務派遣経営許可証」を取得した後でなければ新たな労務派遣業を営むことができないことなどが定められている。

(2013年6月20日公布、同年7月1日施行)(人力資源和社会保障部令第19号)

[原文] [労務派遣行政許可实施办法](#)

<環境>

最高人民法院、最高人民検察院による環境汚染刑事事件の取扱いにおける法適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 刑法上の環境・資源保護の破壊に関する犯罪の構成要件や処罰に関する司法解釈であり、従前適用されていた「最高人民法院による環境汚染刑事事件処理の具体的な法適用についての若干問題に関する解釈」(法釈[2006]4号、本解釈の施行と同時に廃止された。)に替わるものである。旧司法解釈との主要な相違点は次の3点である。(1)最高人民法院と最高人民検察院との連名で制定されたこと(従前は最高人民法院のみ)、(2)犯罪の構成要件である「有毒物質」と「環境を重大に汚染」の解釈が追加されたこと、(3)量刑を重くする場合(住居近くに有毒物質を放置した場合等)や減輕する場合(犯罪後に損害拡大防止措置を採った場合等)が明記されたことである。

(2013年6月17日公布、同月19日施行)(法釈[2013]15号)

[原文] [最高人民法院、最高人民检察院关于办理环境污染刑事案件适用法律若干问题的解释](#)

<保険>

最高人民法院による中華人民共和国保険法の適用についての若干問題に関する解釈(二)

[ポイント] 保険者と保険契約者との間で保険料や保険金に関する紛争が多発していることを背景として制定された司法解釈である。注目すべき点としては、(1)販売員が保険契約者に代わって契約書に署名した場合、保険料の支払いがなされる等の事情がない限り保険契約者に対して効力は生じないとされたこと、(2)保険契約者の告知義務は保険者の質問がない限り発生しないとされたこと、(3)保険者の免責条項が効力を生じるための説明水準について規律がなされたことが挙げられる。

(2013年5月31日公布、同年6月8日施行)(法釈[2013]14号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国保险法》若干问题的解释\(二\)](#)

外資保険会社管理条例(改正)(国务院)

[ポイント] 本条例(改正)は、外資保険会社(中外合弁及び独資による保険会社)については、外国保険会社による資本金の払い込みにつき、外国保険会社支店については、本店による運営資金の払い込みにつき、人民元を用いることを認めるものである。なお、外商投資企業一般については、外国投資家による人民元での登録資本の払い込みは既に解禁されており、本改正は、この流れに沿うものといえる。

(2013年5月30日公布、同年8月1日施行)(国务院令第636号)

[原文] [外资保险公司管理条例](#)

<増値税改革>

交通運輸業及び一部の現代サービス業における営業税から増値税への転換徴収の一般納税者資格認定についての事項に関する公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、2013年8月1日から中国全国に拡大される交通運輸業などに対する営業税から増値税への転換徴収(詳細は [2013年6月17日付けニュースレター](#)ご参照)につき、増値税の一般納税者の認定基準を定めたものである。現在の試験地域における一般納税者資格認定について定めた「北京等8省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する一般納税者資格認定に関する事項の公告」(2012年9月4日付けニュースレター、本公告施行と同時に廃止される。)と同様、試験徴収実施前の年間課税サービス営業額が500万人民币元を超えることが原則的な認定基準とされた(なお、年間課税サービス営業額=連続12ヶ月以下の課税サービス営業額合計÷(1+3%)である。)

(2013年5月31日公布、同年8月1日施行)(国家税務総局公告2013年第28号)

[原文] [关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告](#)

<国有資産管理>

中央文化企業国有資産取引運営規則(財政部)

[ポイント] 本規則は、「企業国有資産譲渡管理暫定弁法」などに基づき、中央文化企業国有資産取引(中央文化企業国有資産譲渡主体が文化資産取引所での譲渡情報の公開公表を通じて行う国有資産公開競売譲渡)の手続などについて定めたものである。

(2013年5月7日公布、同年6月1日施行)(財文資[2013]6号)

[原文] [中央文化企业国有产权交易操作规则](#)

<税務>

税収徴収管理法(改正意見募集稿)(国务院)

[ポイント] 本法(改正意見募集稿)は、租税の徴収手続や税務調査などについて定めた現行の「税収徴収管理法」の改正法である。本法では、納税者の識別番号制度の導入や銀行その他金融機関による預金残高などの情報の提供義務の明示などが行われている。

(意見募集期間:2013年6月7日~同年7月7日)

[原文] [税收征收管理法修正案\(征求意见稿\)](#)

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 呉 暁青

中国・台湾弁護士 許 明義

最新台湾法令の解説

〈中台経済自由化〉

「海峽兩岸サービス貿易協定」の締結

〔ポイント〕本協定は、2010年6月に中国大陸・台湾双方が調印した「兩岸経済協力枠組み協定」(以下、「ECFA」という。)に引き続き、サービス分野の相互市場開放について中台双方が締結した本格的な自由化協定である。

3年前のECFAには、サービス貿易の早期自由化項目として大陸側11項目及び台湾側9項目が盛り込まれた。本協定の締結により、大陸側は電子商取引や金融、建設、文化、運輸、医療、旅行業など、台湾側は金融、医療、印刷、映画、美容、旅行業など、それぞれ80項目と64項目を追加して相互に開放した。大陸側による80項目の開放項目のすべてが、大陸のWTOへのコミットメントを上回る開放水準に達する一方、台湾側は、WTO水準以上の開放項目が19項目のみにとどまるとの内容である。大陸と台湾の特殊な政治関係や経済構造を反映する貿易自由化交渉の結果ともいえる。

日本企業は、同協定を用いて大陸投資を行うことによるメリットを享受できるが、本協定では様々な要件を設けている。特に、日本など第三国からの台湾経由で大陸に投資する場合、台湾にて、大陸で行う事業と同一の事業を3年以上(建設業及び金融業は5年以上)実質的かつ継続的に経営したことが必要条件とされている。

(2013年6月21日締結、それぞれ内部承認を経て相互通知を行うことにより発効)

〔原文〕[海峽兩岸服務貿易協議](#)

〈華僑・外国人投資〉

「華僑・外国人投資のネガティブ・リスト—華僑、外国人投資禁止および制限項目」の改正(經濟部投資審議委員会)

〔ポイント〕海外資金誘致、投資環境の改善のために、經濟部投資審議委員会は2013年6月17日に「華僑・外国人投資のネガティブ・リスト—華僑、外国人投資禁止および制限項目」(以下、「改正ネガティブ・リスト」という。)を改正した。本リストは、例えば日本企業が台湾に対して投資を行う際にも適用され、投資が禁止又は制限される業種をリストしている。改正ネガティブ・リストにおいては、投資禁止類については改正前の16項目から14項目に減少し、投資制限類については改正前の52項目から30項目に大幅に減少した。特に、金融業、保険業、証券・先物業に対する華僑・外国人投資制限が全面的に解禁されたことが注目される。

(2013年6月17日公布・施行)

〔原文〕[僑外投資負面表列—禁止及限制僑外人投資業別項目](#)

〈国際金融業務条例〉

国際証券業務支店制度の導入(国際金融業務条例1条、2条、4条、22条の3~22条の11)

〔ポイント〕2013年6月19日に改正された国際金融業務条例では、同条例第3条以降のオフショア銀行(Offshore Banking Unit)規制を範として、国際証券業務支店制度(Offshore Securities Unit)が導入された。今回の改正により、これまでオフショア銀行しか従事できない外貨有価証券関連業務(以下、「国際証券業務」という。)につき、総合証券業者による運営は認められる。すな

わち、健全な財務体制を有し、内部統制システムが整備される一定規模以上の総合証券業者は、独立した会計体制のある国際証券業務支店を設立することを通して、国際証券業務を行うことができる。国際証券業務の主要な内容として、「外貨有価証券その他主務官庁の許可を得た外貨金融商品の売買に係る取次ぎ、仲買及び代理業務」、「外貨有価証券その他主務官庁の許可を得た外貨金融商品の売買」、「海外有価証券の引受業務」、「資産運用及び財務計画に係るコンサルティングサービス、外貨有価証券その他主務官庁の許可を得た金融商品の販売サービス」及び「主務官庁の許可を得たその他証券関連外国為替業務」などが挙げられる。また、同条例により、国際証券業務支店は税制優遇措置を享受でき、今回改正の施行日である2013年6月19日より15年以内は、法人税、営業税、印紙税、所得税の徴収を免除される。

(2013年6月19日公布・施行)

[原文] 国際金融業務條例

〈特許法〉

特許権と実用新案権の同時出願制度に関する改正(特許法 32 条、41 条)

[ポイント]2013年6月11日改正前特許法では、出願人が同一の創作について、同日に特許及び実用新案を出願し、両方とも取得した場合において特許権を選択したとき、先に取得した実用新案権は最初から存在しないものとみなされると定められていた。これにより、かかる実用新案権の存在は、出願人が特許権を取得するまでは不安定な状態にあるという問題が生じた。その問題を解決するために、改正後特許法は、同時出願の場合、特許登録の公告日をもって、出願人が先に取得した実用新案権は消滅すると定めている。

特許権侵害に係る懲罰的損害賠償金制度の復活(特許法 97 条)

[ポイント]2013年1月1日改正前の特許法は、故意による特許権侵害の場合、裁判所は被侵害者の請求により、侵害の重大性に鑑みて、損害額の3倍を限度とする懲罰的賠償金を定めることができると規定していた。2013年1月1日の法改正により懲罰的損害賠償金制度は削除されたが、削除後に特許権者への保護が不十分ではないかという懸念が各界から示されていた。これに応じて、今回の改正は2013年1月1日改正前の旧法の規定を復活させた。

(2013年6月11日公布・施行)

[原文] 専利法



中国万感



【北京タクシー代の値上げ】

ニューヨーク州弁護士 安然

北京では、ラッシュアワーや雨・雪の日にタクシーを捕まえることは非常に難しい。それは、停車中の運賃が安いために、渋滞の中でタクシーを運転するのが割に合わず、多くの運転手が休憩したり、仕事を休んだりしてしまうからである。この問題を解決するため、6月6日に、北京市発展改革委員会及び北京市交通委員会による連名の通知が出され、北京市のタクシー料金が7年ぶりに値上げされた。

値上げの内容は、(i)初乗り3kmの料金を10元から13元にし、それ以降は2元/kmから2.3元/kmに値上げすること、(ii)ラッシュアワー(午前7時～9時と午後5時～7時)の間の低速運転中や待ち時間につき5分を1kmと計算していたものを2.5分を1kmと計算すること、(iii)燃油代が3km以上が3元だったものが、一律1元とされたことを含んでいる。これによって初乗り料金が14元となった。

6月26日現在でタクシー各社はメーターの付け替えをほぼ完了しており、北京の全域で新しい料金体系となっている。その最大の効果は、タクシー利用者の減少である。ラッシュアワーに休むタクシーも減っているようである。私の体感ではこれまで午後6時前後にタクシーに乗るためには15分は空車を待つ必要があったが、最近は道路に出ればほぼすぐに空車が見つかる。

ただ、今回の値上げがタクシー運転手の収入増につながったかははっきりしないようで、値上げにより収入が増えたという報道と、利用者の減少により却って減ったという報道の両方があった。収入が増えなかった場合、一時的に高まった運転手の勤労意欲を維持するのが難しいであろう。北京のタクシー不足の問題を解決するには、現在独占事業とされているタクシー業の改革など、他にもいろいろ課題があるようである。

TOPICS

2013年6月5日

ザ・リッツ・カールトン東京にて、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business (ALB) 主催の“ALB Japan Law Awards 2013”の授賞式が開催されました。

本賞は 2012 年に日本国内の法律事務所が手がけた大規模かつ複雑な案件を対象に部門ごとに贈られる大変栄誉あるものです。当事務所は Japan Deal of the Year 及び Equity Market Deal of the Year: Japan Airlines Global IPO (日本航空株式会社、東証上場案件)、Structured Finance & Securitisation Deal of the Year: Tokyo International Airport (Haneda Airport) International Passenger Terminal (Extension) PFI (羽田空港国際線旅客ターミナル PFI 案件) 及び TMT Deal of the Year: eAccess-Softbank Share Exchange (イー・アクセス、ソフトバンクの完全子会社化案件) を受賞しました。

さらに、当事務所は中国法務の分野での活躍が評価され、Best China Practice of the Year を受賞しました。

2013年6月26日

Global Competition Review の「The International Who's Who of Trade & Customs」の 2013 年版に、中川裕茂弁護士が選ばれました。中川弁護士は厳選された 6 名のうちの一人として、2008 年より連続で日本の通商法専門弁護士として選ばれました。

2013年6月18日

当事務所のパートナー、若林耕弁護士および胡絢静外国弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国における労務派遣の現状及び労働契約法の改正」
(「国際商事法務」Vol.41 No.6(2013年6号))

2013年6月19日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士、胡絢静外国弁護士が、金融ファクシミリ新聞社セミナーにおいて「中国独占禁止法の最新動向及び実務上の影響～カルテル事件等の増加と課徴金の高額化～」と題する講演を行いました。

2013年6月21日

週刊東洋経済(2013年6月22日号)(第6467号)において、当事務所のパートナー、森脇章弁護士が講師を務めた「グローバル経営支援セミナーミャンマー編」の様子が掲載されました。同セミナーレポートでは、民主化進展に伴い、アジアにおけるラストフロンティアとして注目が高まるミャンマーの最新動向を伝える各講演の概要が写真と共に紹介されています。セミナーの詳細はこちらをご覧ください。

2013年6月26日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆に参加した下記書籍が出版されました。

「中国投資者海外投資ガイドライン」
(北京大学出版社 2013年)(共著)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
吳 暁青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>